

国土形成計画及び国土利用計画の改定に向けた部会の設置等について（案）

令和 3 年 7 月 2 日

国 土 審 議 会

1. 新たな国土形成計画及び国土利用計画について調査審議を行う。このため、別紙の設置要綱により、国土審議会に計画部会を置く。
2. 計画推進部会については、その任務を終了したのでこれを廃止する。

計画部会設置要綱（案）

令和3年7月 日
国 土 審 議 会 決 定

（設置）

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、国土審議会（以下「審議会」という。）に計画部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、全国の区域について定める国土形成計画及び国土利用計画に関し必要な事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（庶務）

- 3 部会の庶務は、国土交通省国土政策局総務課において処理する。

（雑則）

- 4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）

この要綱は令和3年7月 日から施行する。